

東北大学職員組合第12回憲法学習会



憲法カフェ



—今日もおつかれさま。ちょっと休んでいきませんか？—

災害を理由として緊急事態条項を憲法に入れるため改憲をしようとする動きがあります（自民党憲法改正案 98 条）。この点については大きな議論となっていないように思えますが、与党自民党は東日本大震災の記憶が鮮明な内に緊急事態条項（国家緊急権）を盛り込もうとしています。緊急事態条項は日本国憲法には存在しないものですが、ワイマール憲法には存在し、ヒトラーが悪用して独裁政権を樹立したものです。今回は講師に宇部雄介弁護士（仙台法律事務所）を招き「緊急事態条項」について学習します。

「憲法カフェ」は片平地区（本部書記局）で開催します。

コーヒー、菓子程度を用意します。

弁護士の話題提供をもとに、参加者の間で、素朴な疑問や雑感も含め、いろんな意見を交換し、憲法について深く考える時間にしたいと思います。

是非ともご参加ください。

- ◆ 日時：2017年1月18日（水）18：30より
（質疑応答および討論を含めて1時間半～2時間の予定）
- ◆ 場所：東北大学職員組合 本部書記局（片平地区）
- ◆ テーマ：「緊急事態条項について」
- ◆ 講師：宇部雄介弁護士（仙台中央法律事務所）

東北大学職員組合

（電話 227-8888 fax227-0671 info@tohokudai-kumiai.org）